

令和7年度浦添市観光振興計画改定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

平成30年度に策定した浦添市観光振興計画が令和7年度で期間満了となることに伴い、観光分野の経済効果を拡大し、市全体の経済活性化につなげるため、令和6年度に行った現計画の評価・検証と計画改定に向けた基礎調査・分析結果を反映させた具体的かつ効果的な観光施策を展開し、地域資源を活用した観光産業の構築を図ることを目的とし、観光振興計画改定業務委託の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

2 業務概要（業務委託概要）

別添の令和7年度浦添市観光振興計画改定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務委託の期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで

4 契約限度額

13,139,000円（消費税及び地方消費税込み）

5 提案内容範囲

本事業の主な内容は第二次浦添市観光振興計画の策定業務である。令和6年度において実施した、現計画の検証・現状把握のための調査分析結果を踏まえた観光施策の展開及び進捗管理方法の確立、審議会等開催支援業務を実施し、当該計画を策定する業務である。

6 応募資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人であって、以下の①から⑩までの条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定

- する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 企画提案書応募申込書の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの期間において浦添市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
 - ⑦ 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
 - ⑧ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
 - ⑨ 別添「仕様書」に定める内容を遂行できること。
 - ⑩ 過去5年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
 - ⑪ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が①～⑦の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者全体で⑧～⑩の要件を満たす者であること。

7 応募の手続

(1) 募集要領等の掲載

- ア 掲載期間：公告の日から令和7年4月30日（水）17時
- イ 入手方法：浦添市ホームページからダウンロード

(2) 企画提案書等の提出について

- ア 提出期限：令和7年4月30日（水）17時
※提出期限後の提出については、受付いたしません。
- イ 提出書類：「9 提出書類」に定める書類
- ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。持参の場合、休日を除く9時から17時まで。郵送の場合は提出期限当日必着。
- エ 提出先：
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号 5階
浦添市 市民部 経済文化局 観光振興課（担当：豊川）
TEL：(098) 876-1246
MAIL：kanko@city.urasoe.lg.jp

8 質問受付

- (1) 受付期間：令和7年4月18日（金）17時まで
- (2) 質問方法：質問書【様式5】を電子メールにより提出すること
- (3) 回答方法：質問の内容及び回答に関しては、浦添市HPにて随時掲載

9 提出書類

- (1) プロポーザル参加申込書【様式1】 ----- 1部
- (2) 企画提案書----- 7部
- (3) 実績書【様式2】 ----- 7部
- (4) 会社概要【様式3】 ----- 7部
- (5) 見積書（1部は原本とし、残りは写し可。） ----- 7部
- (6) 定款又はそれに代わるもの----- 1部
- (7) 納税証明書-----各1部

※国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）の滞納がないことを証明できるもの。地方税については、本社所在地に係るものに限る。

- (8) 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書----- 1部
- (9) 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書----- 1部
- (10) 委託業務共同企業体協定書（複数の企業で申込の場合）【様式4】 ----- 1部

※（8）～（10）の各種証明書は3ヵ月以内に発行されたものを提出すること。

10 企画書の作成要領

- (1) A4版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。
- (2) 文章を補完するためのイラスト・イメージ図等の使用は可能とする。
- (3) 企画提案書は表紙・目次を除いて通し番号によるページを付すこととし、20ページ以内にする。
- (4) 企画提案書は以下のア～コの項目について、本業務委託仕様書に沿った企画提案をすること。

ア 実施体制・実績

イ 作業工程

ウ 全体構想の検討

エ 施策の体系化と内容の検討

オ 施策推進体制の検討

カ 第二次浦添市観光振興計画（素案）の作成

キ 関係機関等ヒアリング

ク パブリックコメントの実施支援

ケ 第二次浦添市観光振興計画（本編・概要版）の作成

コ 各種会議等の運営支援

1.1 審査方法

(1) 一次審査

企画提案書およびその他提出資料について書類選考を行う。結果を全応募者に対して文書で通知する。

(2) 二次審査

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、浦添市観光振興計画改定事業委託業務に係る受託者選定委員会（以下、選定委員会という）による審査を行う。詳細は「1.3 評価基準」のとおり。

1.2 二次審査の詳細

(1) 日時：令和7年5月13日（火）または14日（水）予定

(2) プレゼンテーション及び審査会

①発表時間：20分以内

②質疑時間：15分程度

- ・発表は提出した企画提案書の説明を行うものとする。
- ・会場への入室は、説明者を含めて4名までとする。
- ・事前に提出した企画提案書以外の追加資料の配布・投影は原則禁止とする。
- ・①②の他、機材準備及び片付けのためにそれぞれ10分間ずつ設ける。

(3) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機材類は、大型モニターを除き、提案者が準備すること。事前に機材の確認をしたい場合は、事務局と調整すること。

1.3 評価基準

評価項目	評価事項
① 実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行に十分な組織体制が整っていて、柔軟な対応は可能か。・業務の分担構成は明確であるか。・企業（体）及び担当者に同種または類似する業務の実績はあるか。・市内に本社もしくは支店または営業所を有しているか。
② 作業工程	<ul style="list-style-type: none">・業務スケジュールは効果的、効率的なものであり、業務を確実に遂行できるものか。・作業工程が具体的に計画され、実現性が高いものか。
③ 全体構想の検討・構築	<ul style="list-style-type: none">・調査・分析結果や関連計画から導いた市の優位性や現状を踏まえ、観光理念や基本方針を明確化できる提案であるか。・全体構想の検討・構築が的確かつ効果的な方法で、遂行できる提案であるか。

④ 施策の体系化と内容の検討	調査内容を活用し、基本方針を実現するための明確かつ効果的な施策の体系化や内容の検討が示された提案であるか。
⑤ 施策推進体制の検討・構築	計画進捗状況及び施策進捗状況の評価に資するような、評価指標及び目標の設定が示され、実現性の高い提案であるか。
⑥ 第二次浦添市観光振興計画（素案）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の枠組みが想定された提案であるか。 ・上記③～⑤で整理・検討した結果を的確にまとめ、明確かつ効果的な素案作成が可能な提案であるか。
⑦ 関係機関等ヒアリング	実施先、実施内容、実施時期が具体的に示され、効果的なヒアリング実施が可能な提案であるか。
⑧ パブリックコメントの実施支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期や周知方法を想定したパブリックコメントの実施を盛り込んだ提案であるか。
⑨ 第二次浦添市観光振興計画（本編・概要版）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成にあたり、構成案が的確かつ具体的に示されているか。 ・上記③～⑧にて整理・検討した結果をもとに、独自性のある優れた計画策定が可能な提案であるか。
⑩ 各種会議等の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開催に伴う資料・会議録の作成や事務局の支援を盛り込んだ提案であるか。 ・審議会や市民ワークショップなどの各会議において、検討・考察する内容が明確に想定されているか。 ・市民ワークショップの対象や周知方法、開催形式等について、具体的かつ効果的な提案であるか。

1.4 契約相手方の決定

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、事務局で設定する最低基準点以上の評価を得たもののうち、点数が最も高い応募者を随意契約の相手方となる優先交渉権者とする。最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会における合議により優先交渉権者を特定する。
- (2) 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- (3) (2)の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きを行う。交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行う。
- (4) 契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。

1.5 審査結果の通知

審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送する。優先交渉権者、次点交渉権者については、名称を浦添市公式ホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

1.6 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

- (1) 提出書類の期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる者。
- (3) 提出された「見積書」が契約限度額13,139,000円（消費税及び地方消費税込み）を超える金額内容であった者。
- (4) 選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者。
- (5) 実施要領に違反すると認められた者。

1.7 その他

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 積算見積について
 - ア 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
 - イ 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※1円未満の端数については切り捨てるものとする。
 - ウ 積算の費目については、以下の内容で提出すること。
 - ① 直接人件費
 - ② 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
※再委託費とは、本市との取り決めにおいて、受注者が当該業務の一部を他社に行わせる場合に必要経費とする。
 - ③ 一般管理費（（人件費+直接経費-再委託費）の10%以内とする。）
 - ④ 消費税
- (3) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (5) 本業務委託の仕様及び実施条件については、別紙の仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする

18 委託候補者の選定に係るスケジュール（予定）

実施要領等の交付期間	令和7年4月7日（月）から令和7年4月30日（水）
質問受付期間	令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和7年4月30日（水）17時必着
プレゼンテーション及び審査会の実施	令和7年5月13日（火）または14日（水）予定
選定結果の通知	令和7年5月15日（木）
契約締結	令和7年5月中旬～下旬予定

19 問い合わせ先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号 5階
浦添市 市民部 経済文化局 観光振興課（担当：豊川）
TEL：(098) 876-1246
MAIL：kanko@city.urasoe.lg.jp